

介護保険だより

～平成20年度
介護保険料について（後編）～

広報ゆがわら 5 月号で介護保険料の所得段階別保険料についてお知らせしましたが、今月号では、その保険料の納め方や納期などについてお知らせします。ご自分がどのように介護保険料を納付するのかなどをご確認ください。



保険料の納め方

保険料の納め方には、

①「特別徴収（年金支給日に年金から天引き）」、②「普通徴収（納付書や口座振替による個別納付）」の 2 種類があり、場合によって、③「特別徴収」と「普通徴収」の併用になることがあります。

①「特別徴収」

年金受給のために届けている住所が湯河原町にあり、老齢（退職）年金など、特別徴収の対象となる年金を平成20年 4 月 1 日時点において受給している方で、年金の年額が18万円以上の要件に合う方が原則該当します。

ただし、平成20年 1 月下旬から 3 月末日までに、65歳になられた方及び転入された方は、③「特別徴収」と「普通徴収」の併用になりますので 9 ページを参照ください。

◇納付回数は、平成20年 4 月から平成21年 2 月までの偶数月の原則 6 回です。

ただし、4 回（8 月から）または 5 回（6 月から）の場合もあります。

4、6、8 月は、平成19年中の収入所得が確定していないので、暫定の保険料（**仮徴収**）を特別徴収させていただきます、6 月に平成19年中の収入所得の状況を確認後、「確定した年間の保険料－仮徴収合計額＝**本徴収額**」を10、12、2 月に振り分けて特別徴収させていただきます。

◇役場から 6 月中旬に本徴収の通知（納入通知書）を送付しますので、ご確認ください。

**介護保険制度は、みなさん一人一人が支えます。
介護保険料は、納付期限までに必ず納めましょう！**

生活保護基準以下の低所得の方で、生活保護を受けずに自立し、生計を維持している65歳以上の方に対して、介護保険料の一部を減免する制度があります。

介護課で減免申請を受けておりますので、詳しくは介護課までお問い合わせください。